

令和6年第4回 琴浦町教育委員会定例会 日程

と き：令和6年3月25日（月）13:30～

と ころ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

（森田委員、黒松委員）

3 教育長あいさつ

4 各課報告

5 議 事

議案第15号 琴浦町立小・中学校管理規則の一部改正について

議案第16号 琴浦町進学奨励金給付規則の廃止について

議案第17号 琴浦町学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

議案第18号 琴浦町少年少女合唱団活動補助金交付要綱の新規制定について

議案第19号 響け！カウベル合唱団活動補助金交付要綱の廃止について

議案第20号 琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱の一部改正について

議案第21号 大成地区児童生徒通学援助費支給要綱の一部改正について

議案第22号 琴浦町立中学校部活動等生徒派遣費補助金交付要綱の一部改正につい

て

議案第23号 ことうら安心ファミリーシップ制度実施要綱の制定について

議案第24号 琴浦町各地区公民館運営協議会委員の委嘱について

議案第25号 琴浦町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第26号 学校薬剤師の委嘱について

議案第27号 船上小学校学校運営協議会委員の任命について

議案第28号 琴浦町職員の異動について

議案第29号 琴浦町会計年度任用職員の異動について

6 報告事項

7 その他

- ・令和6年度 琴浦町小中学校一斉公開について

- ・令和6年度琴浦町学校・こども園計画訪問実施要項(案)について
- ・生徒指導報告について

8 閉 会

【次回の予定】定例会：令和6年4月 日（ ） 13時30分～

教育現場での訓練状況について（小椋憲浩議員）

教育現場での訓練状況についてのご質問ですが、小学校では年3回、中学校では年2回の避難訓練を、各学校の計画に沿って実施しています。内容としては、小学校は地震、火災、不審者の侵入を想定しています。中学校では同じ3つ内容を年度で変更して実施しています。

また、小学校では全ての学校で保護者への引き渡し訓練も実施しています。今年度、浦安小学校では、隣接したしらとりこども園と合同で、道路の冠水や河川の氾濫を想定し、園児、児童、教職員等の避難と引き渡し訓練を2度行い、双方のお子さんをどう保護者に引き渡すかなど連携方法を確認しました。

これまで発生した災害への対応を参考とし、訓練の実施方法などの見直しも行いながら、具体的な災害を想定して実施しています。

1月2日に起きた羽田空港の衝突事故で乗員379名全員が脱出できたのも日ごろの訓練のたまものだと思います。いろいろな場面で様々な災害事例について学び、登下校中や自宅など、様々な状況を想定した教育、訓練を重ねていくことが重要だと思います。

小麦の振興について、給食への活用や食農教育の観点等、方向性について（小椋憲浩議員）

学校給食では、地産地消や食育の観点から、可能な範囲で地元産の食材を使用することとしています。これは議員が話された「身土不二」という言葉にも通じるものと思います。

給食における小麦の使用であげられるのはパンだと思います。本町では週1回、水曜日をパンの日としています。しかし、パン、米飯、牛乳については、県内一律の単価で県学校給食会から購入しており、輸入小麦のコッペパンを提供しています。県内産の小麦となると9円以上値段が上がることから、特別な献立以外、通常で提供するのは難しい状況です。

本町では、年3回、地元の食材をふんだんに使った「惑星コトウラ給食」を実施しています。昨年度は「大山こむぎ」を使ったパンを提供したところです。引き続き、可能な範囲で地元産の食材を取り入れるよう取り組んでいきたいと思っています。

小中学校における防災教育の現状と課題について（澤田豊秋議員）

防災教育の現状について、まず、教科学習では、社会科において、自然災害に対し、人々が様々な協力をしながら、防災・減災の取り組みをどのように進めてきたか等、小学校から中学校まで系統的に学びます。

中学校理科では、地震や気象災害等、様々な自然災害が発生するメカニズムやその対応などについて、全学年で学びます。

学級活動の領域では、身を守るための行動などを学習します。

また、各学校は、毎年、策定している防災計画や危機管理マニュアルの見直しも行い、消防署や警察などの外部の専門機関と連携して、訓練等を実施しています。

このように教科・領域における学習や訓練などを通じて、様々な災害事例について学び、登下校中や自宅など、様々な状況を想定した教育・訓練を重ねていき、主体的に行動する力をつけることが重要だと思います。

次に、課題ですが、自分の住んでいる地域は、どのような地形で、どこが危険なのか等、家族や地域の方と話し合ったり、学んだりしながら意識を高めていくことがますます求められると思います。

通学路の安全確保について、地域ぐるみの点検体制の整備を図ってはどうか（澤田豊秋議員）

児童生徒の安全な登校に関しては、見守り等、多くの地域のみなさんにもご協力をいただいているところです。

教育委員会では、「通学路交通安全プログラム」に基づいて毎年度点検等行い、安全に努めているところです。

年度当初に各学校から危険箇所の報告を受け、県教育委員会に報告、7月から8月にかけて、警察、学校、道路

管理者、教育委員会で合同点検を行い、3月にその対応状況について確認し、状況をホームページでお伝えしています。

澤田議員のご提案については、年度当初に各学校で危険箇所をとりまとめる際に、現在は、登校班の単位を中心にとりまとめたものを報告していただいておりますが、地域の方と一緒に通学路を点検していただくのが効果的かと考えます。

全ての学校がコミュニティ・スクールとなり、地域の方と一緒に子どもたちのことについて話し合う機会が増えています。来年度、今以上に登下校の見守りや立ち番など、学校運営委員会やPTAと連携・協働を進めていこうと考えている学校も多くあります。可能な学校から取り組みが進むことが期待されるところです。

学校での危機管理体制について（田中 肇議員）

すべての学校において、火災や地震などの防災計画、及び危機管理対応マニュアルなどを作成して取り組んでいます。

毎年度見直しを行っており、川の近くであるとか、山のそばであるなど、各学校の立地条件などを考慮した避難訓練や児童の引き渡し訓練などを実施する学校が増えてきており、より実践的な取り組みとなってきていると思います。

人権の視点に立った行政運営をどのように行う考えか（谷田順子議員）

人権教育は、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習時間のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進されるものです。

琴浦町人権施策基本方針の17の人権分野別の取組例として、2月に実施された代表的なものを紹介します。

「外国にルーツがある人の人権」に関して、赤碕小4年生の社会で、国際理解講座として、地域にお住まいの台湾出身の方をゲストティーチャーとして招いた学習が行われました。「その他の人権課題」に関して、赤碕中の社会科で、北方領土問題に関する授業研究会が開催されました。その他にも「インターネットにおける人権」に関する講演会、「障害のある人の人権」に関する体験学習など、発達段階に応じて組織的・計画的に、人権問題を理解するとともに、人権の尊重が日常生活において実践できるよう、教育活動の充実に努めているところです。

また、各文化センターの取組みとして、人権課題に対する町民の正しい理解と認識を深めるために、「人権まなびの講座」を、様々なテーマで年間5回実施しています。

このような様々な取組を通して、引き続き人権意識の高揚を図っていききたいと思います。

町特産品エリザベスメロン、がぶりこ、グランサーモン、ぼろたんの学校給食での使用状況等について

（川本善孝議員）

本町の特産品の学校給食における取り扱いについて、議員が挙げられた「エリザベスメロン」「がぶりこ」「グランサーモン」の3品目については、令和5年度においても本町の学校給食で使用しています。

「ぼろたん」については、学校給食は当日の調理が義務づけられており、下処理を含めた調理時間に制限があります。約1500食の給食を提供していますが、皮むき等の下処理に対応できないため使用はしておりません。

地産地消、食育の観点から可能な限り地元産の食材を使用することとしています。令和3年度から始まった「惑星コトウラ給食」では、地元の食材をふんだんに使ったメニューを、年3回提供しているところです。

引き続き、地元産の食材を可能な範囲で取り入れるよう取り組んでいきたいと思っております。

令和6年3月教育委員会定例会報告

教育総務課

1. 校区外・区域外就学の承認について（別紙のとおり）
2. 令和6年度学校給食費年間納入計画について（別紙のとおり）
3. 台湾との中学生相互交流事業について（別紙のとおり）
4. 日本海新聞社NIE表彰について

NIE活動に取り組む学校や個人、団体などを顕彰するため、新日本海新聞社が新たに創設した制度。

学習活動の中で新聞を活用するほか、全校NIE参観日を開催したり、児童が読者として寄稿したりするなど、さまざまな取組みを継続している船上小学校が、鳥取県内初の表彰を受けました。



5. 令和6年度転入教職員着任式・宣誓式

日時 令和6年4月2日(火) 13:30~

場所 まなびタウンとうはく「多目的ホール」

区域外就学の承認について

次のとおり、琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)第2条第1項の規定に基づき承認しました。

【区域外就学】

番号	学年	区域外就学校	指定校	区域外就学期間	認定要件	備考
1	中2	赤碕中学校	倉吉市立河北中学校	令和6年3月5日～ 令和7年3月31日まで	(1) (4)	新規(兄妹)
2	小5	赤碕小学校	倉吉市立河北小学校	令和6年3月5日～ 令和7年3月31日まで	(1) (4)	新規(兄妹)

〈参考〉

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)

(認定要件) 第2条

(1) 学年中途等の転居の場合	(2) 新築等により転居予定先区域の学校に就学する場合(転居先住所が確定している場合に限る。)
(3) 小学生の保護者が共に仕事に従事し、児童の下校後、自宅に保護者がいない事情にある者で、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合	(4) 児童生徒の心身の事情、いじめ、不登校等により、指定校へ通学することが困難であり、当該事情に即応した他の学校への就学を希望する場合
(5) 通学の利便性など地理的事情による場合	(6) DV、家庭事情等により、住民票の異動手続きができない場合
(7) 部活動等学校独自の活動による場合	(8) 兄弟姉妹が指定校を変更し、通学している学校への就学を希望する場合
(9) 校区外就学の承認を受けている児童が、当該区域への中学進学を希望する場合	(10) 校区外就学の事由の解消に伴い、指定校が変更となる場合に、周囲の環境又は友人関係を維持するため、今まで通っていた学校に引き続き通学を希望する場合

令和6年度 学校給食費年間納入計画

	区分		小学校	中学校
	年間給食実施予定数		185回	185回
	単価	1食あたりの額	324円	368円
		町負担額	39円	42円
		保護者負担額	285円	326円
年間保護者負担見込額		52,725円	60,310円	
支払回数別 各月納入費	毎月払い	4月	—	—
		5月	4,700円	5,500円
		6月	4,700円	5,500円
		7月	4,700円	5,500円
		8月	4,700円	5,500円
		9月	4,700円	5,500円
		10月	4,700円	5,500円
		11月	4,700円	5,500円
		12月	4,700円	5,500円
		1月	4,700円	5,500円
		2月	4,700円	5,500円
		3月	精算額	精算額
	年2回払い	5月	47,000円	55,000円
	3月	精算額	精算額	

※アレルギー等により給食の一部を受けない場合の保護者負担額(1食あたり)は、以下のとおり。

	米飯なし (小/-48円・ 中/-54円)	パンなし (-10円)	牛乳なし (-55円)	パン・牛乳なし (-65円)	米飯・パン・ 牛乳なし (小/-113円・ 中/-119円)
小学校	237円	275円	230円	220円	172円
中学校	272円	316円	271円	261円	207円

台湾との中学生相互交流事業について

教育総務課

1 参加申込状況について

申込期限 令和6年3月1日（金）

申込者数 8人（東伯中学校6人、赤碕中学校2人）

2 相互交流事業計画

生徒派遣 令和6年7月31日（水）～8月4日（日）4泊5日

生徒受入 令和7年2月12日（水）～2月16日（日）4泊5日

*相互ホームステイ

3 派遣準備スケジュール

事前説明会（予定）

日時：令和6年4月30日（火）

会場：まなびタウンとうはく

対象：参加者及び保護者

事前研修会（語学講座を含む）

- ・7月上旬まで6回程度開催
- ・琴浦町や学校のPRスライド等の作成
- ・英語、台湾華語等の語学を学習

1. ねんりんピックはばたけ鳥取 2024「全市町村リレーイベント」の実施について

日時 令和6年4月24日(水) 9:00~10:30

会場 東伯総合公園(集合:総合体育館玄関前)

その他 詳細は別紙のとおり

2. キッズオープンデーの実施結果について

子どもの遊び場不足の解消のため、中学生以下と保護者を対象に、以下の2施設で無料開放を実施しました。来場者数は合計20名(こども13人、保護者7人)、アンケート結果は別添のとおり。

- ・上郷地区公民館(体育館)

1/13(土)、2/10(土)、3/9(土) 13:00~16:00

- ・まなびタウン(多目的ホール)

2/11(日・祝) 3/10(日) 10:00~12:00、13:00~16:00

来年度、上記2施設で引き続きオープンデーを実施予定。

(まなびタウンは改修工事による休館までの実施)

3. 琴浦町家庭教育講座「子どものやる気を引き出す魔法の言葉~声かけを変え
ると子どもは変わる~」の開催結果について

日時: 令和6年3月10日(日) 13:30~15:00

会場: まなびタウンとうはく4階研修室

参加者: 39人

主なアンケート内容: ペップトークが良かった。ポジティブな声かけの大切さに改めて気づかされた。まず聞く力から訓練、鍛えることに努めたい。

4. ことうらきっすコンサートの開催結果について

親子や若年層を対象にプロによる芸術文化鑑賞機会を設定し、芸術文化へのきっかけとするために開催。弦楽四重奏コンサートと弦楽器の演奏体験を行いました。

日時 令和6年3月9日(土)

会場 まなびタウンとうはく

実績人数

【午前の部】56人(大人28人、小学生6人、以上児13人、未満児9人)

【午後の部】36人(大人19人、小学生10人、以上児3人、未満児4人)

5. プレーパークどんぐりの事業終了について

子どもと高齢者の交流活動促進及び、子どものふるさと愛涵養・外遊び振興を目的に、平成30年8月から始めたプレーパークどんぐりですが、子どもを対象とした事業の集約のため3月で終了しました。

関わっていただいた高齢者ボランティアの方には、別のかたちで協力をお願いしたいと思います。

開催日 毎月第4日曜日、または第3日曜日

会場 東伯総合公園子ども広場（4～11月）

平岩記念会館玄関前（12～3月）

遊び内容 鬼ごっこ、チャンバラ、大縄跳び、そり遊び、木登り、スラックライン、たき火、巨大シャボン玉、廃材を使った木工ほか

実績人数	H30	344人
	R1	285人
	R2	177人
	R3	227人
	R4	187人
	R5	97人
	延べ人数	1,317人

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024

「全市町村リレーイベント」琴浦町会場概要

第36回全国健康福祉祭とっとり大会が、令和6年10月19日（土）～22日（火）まで鳥取県で初めて開催されます。

鳥取県内でも大会の機運を高めるために、愛媛県から引き継いだ大会旗を各市町村にバトンとして繋げ、大会をPRする「全市町村リレーイベント」がスタートしています。

琴浦町は、東伯総合公園でソフトボール競技が行われるため、会場内でリレーイベントを開催します。公園内のクリーン作戦を実施し、その後大会旗の引継ぎの式典や、町民による出し物で賑やかにイベントを盛り上げ大会をPRします。

記

「ねんりんピック琴浦町リレーイベント」

※内容は変更する場合があります

1. 日時 令和6年4月24日（水）AM9：00～10：30
（日程）9:00～10:00 東伯総合公園クリーン作戦
10:00～10:30 リレーイベント
 - ・ねんりんピックキャラバン隊&あおやかみじろうイベント
 - ・やばせこども園による出し物（歌など1曲程度）
 - ・シニアチアダンス BB ドリーム演技（1～2曲程度）
 - ・大会旗受け渡し（県→町）
 - ・町長あいさつ
 - ・写真撮影
2. 会場 東伯総合公園 玄関前広場、公園内
※雨天の場合は10：00から館内で式典のみを実施
3. 参集予定 高齢者クラブ、経済クラブ、くらしんクラブ、シルバー人材センターなど清掃ボランティア協力団体、総合体育館利用者ほか
4. クリーン作戦内容 草取り、落ち葉回収、ゴミ拾いなど
5. 関係者 ねんりんピック実行委員会、社会福祉協議会、企画政策課、町民生活課、社会教育課、TCC等

主催：ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 琴浦町実行委員会

〔事務局〕総合体育館内 電話 52-2047（担当：柏木、藤原）

キッズオープナー（1月～3月）来場者アンケート集計

（回答数…7）

○あなたのことを教えてください（学年など）

小学生	1年	0
	2年	0
	3年	1
	4年	1
	5年	2
	6年	0
中学生	1年	0
	2年	0
	3年	0
保護者		3
その他		0
回答無し		0
		7

○オープナーのことをどこで知りましたか？（複数可）

ちらし	1
町の放送	2
ホームページ	0
LINE	0
家族や友達から	4
その他	1
回答無し	0
	8

○利用してみてどうでしたか？

とてもよかった	5
まあまあよかった	2
ふつう	0
あまりよくなかった	0
ぜんぜんよくなかった	0
回答無し	0
	7

【意見】

- ・ 天気が悪くても体を動かせるのは良いと思った。（まあまあよかった）
- ・ いろんなことができてたのしかった（とてもよかった）
- ・ いっぱいあそべたから（まあまあよかった）
- ・ 友達とあそべたのしかった。（とてもよかった）
- ・ 何をするか、いつするか自分で自由に決められるので（とてもよかった）
- ・ ひろいしいっぱいあそんだりうんどうできるから（とてもよかった）
- ・ 子供達が楽しんでいたのので（とてもよかった）

○また行きたいと思いましたか？

とても行きたい	4
気が向けば行きたい	3
わからない	0
あまり行きたくない	0
もう行きたくない	0
回答無し	0
	7

【意見】

- ・ 防寒対策と遊ぶ道具を持ってないとなかなか難しい。（気が向けば行きたい）
- ・ 次はともだちといきたいから（とても行きたい）
- ・ 友だちとあそべたから（気が向けば行きたい）
- ・ たのしかったから（とても行きたい）
- ・ 休みの日は外が寒いので、家にいてゲームばかりになっています。
屋内で体が動かせるのでありがたいです。（とても行きたい）
- ・ かりれるし、弟とお母さんとあそべるから（とても行きたい）

○その他、ご意見や感想（自由記入）

- ・ たくさん友だちと遊べたのでよかったです。
- ・ あそびどうぐがあればいいです。
- ・ ありがとうございます。

議案第15号

琴浦町立小・中学校管理規則の一部改正について

琴浦町立小・中学校管理規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和6年3月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和6年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

第1条 琴浦町立小・中学校管理規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第14号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から<u>4月15日</u>までの間において校長が定める期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(職員)</p> <p>第19条 学校に校長、教頭、教諭、司書教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、学校栄養職員、事務職員、司書、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭、司書教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、<u>学校栄養主任</u>、学校栄養職員、事務職員又は司書を置かないことができる。</p> <p>2 前項に掲げる職員のほか、主幹教諭、<u>部活動指導員</u>、<u>教員業務支援員</u>その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>3 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて講師を養</p>	<p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から<u>4月10日</u>までの間において校長が定める期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(職員)</p> <p>第19条 学校に校長、教頭、教諭、司書教諭、養護教諭、<u>学校栄養教諭</u>、学校栄養職員、事務職員、司書、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭、司書教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員又は司書を置かないことができる。</p> <p>2 前項に掲げる職員のほか、主幹教諭、<u>指導教諭</u>その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>3 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて<u>助教諭</u>又</p>

護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

(職務)

第20条 職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 略

(7) 養護助教諭は、校長の監督を受け、児童又は生徒の養護をつかさどる。

(8) 講師は、教諭に準ずる職務に従事する。

(9) 栄養教諭は、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。

(10) 学校栄養主任は、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。

(11) 学校栄養職員は、学校給食の栄養に関する事項をつかさどる。

(12) 略

(13) 部活動指導員は、校長の監督を受け、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(教育課程として行われるものを除く)に係る技術的な指導に従事する。

(14) 教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する。

第36条 削除

は講師を養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

(職務)

第20条 職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 助教諭は、教諭の職務を助ける。

(7) 略

(8) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

(9) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

(10) 略

(学校評議員)

第36条 校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、学校評

<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第43条 職員の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日(以下「勤務時間の割振り等」という。)は、校長がこれを定める。ただし、特別の場合はあらかじめ教育委員会の<u>指示</u>を受けるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第65条 略</p>	<p><u>議員の委嘱について校長に委任することができる。ただし、校長が委嘱した学校評議員については、事後に教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第43条 職員の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日(以下「勤務時間の割振り等」という。)は、校長がこれを定める。ただし、特別の場合はあらかじめ教育委員会の<u>支持</u>を受けるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(その他)</p> <p>第65条 略</p>
---	---

第2条 琴浦町立小・中学校管理規則の一部を次のように改正する。

様式中「印」を「(公印省略)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第16号

琴浦町進学奨励金給付規則の廃止について

琴浦町進学奨励金給付規則の廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和6年3月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和6年教育委員会規則第 号

琴浦町進学奨励金給付規則を廃止する規則

琴浦町進学奨励金給付規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第20号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号

琴浦町学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和6年3月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

琴浦町学校給食費徴収条例施行規則(令和3年琴浦町規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食費に相当する経費の徴収)</p> <p>第6条 条例第4条第2項に規定する学校給食費の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 児童に準じた学校給食を提供した場合 一食につき<u>324円</u></p> <p>(2) 生徒に準じた学校給食を提供した場合 一食につき<u>368円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(学校給食費に相当する経費の徴収)</p> <p>第6条 条例第4条第2項に規定する学校給食費の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 児童に準じた学校給食を提供した場合 一食につき314円</p> <p>(2) 生徒に準じた学校給食を提供した場合 一食につき358円</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

琴浦町少年少女合唱団活動補助金交付要綱の制定について

別紙のとおり、琴浦町少年少女合唱団活動補助金交付要綱を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 6年 3月25日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

琴浦町少年少女合唱団活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町少年少女合唱団活動補助金(以下「補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、少年少女を中心とした構成の合唱団活動を推進することで、子どもたちの学習体験・芸術文化体験の機会提供と各種体験を通じた子どもたちの成長を目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町長は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、別表第3欄に掲げる補助事業に要する経費の額から補助事業に伴う収入(本補助金を除く。)を控除した額に、同表第4欄に定める率を乗じて得た額とし、同表第5欄に掲げる額を限度とする。

3 補助事業は、規則第4条ただし書に規定する場合に該当するものとする。

(交付申請)

第4条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

(着手届及び完了届を要しない場合)

第5条 着手届は、規則第10条第2号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

2 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。

(実績報告の時期)

第6条 規則第16条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第16条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第16条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第16条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
合唱団活動(合唱団の練習、発表会への参加、団員募集等)	<p>(1) 少年少女を中心に構成されていること。</p> <p>(2) 町内に活動の拠点を有すること。</p> <p>(3) 年間を通じた継続的な活動が見込まれること。</p> <p>(4) 規約を備え、少年少女合唱団を代表する者等が明確であること。</p>	<p>(1) 報償費</p> <p>(2) 消耗品費</p> <p>(3) 使用料</p> <p>(4) 借上料</p> <p>(5) 通信運搬費</p> <p>(6) 保険料</p> <p>(7) 手数料</p> <p>(8) その他補助事業の実施に必要と認められる経費</p>	10分の10	80,000円

別記様式(第4条、第6条関係)

事業計画(報告)書及び収支予算(決算)書

事業計画(報告)書

1 事業名	
2 事業内容及び目的	
3 参加(予定)人数及び募集の方法	
4 事業実施機関	
5 事業実施日	
6 事業実施場所	

収支予算（決算）書

収入の部

（単位：円）

区 分	金 額	摘 要
収 入 合 計		

支出の部

（単位：円）

区 分	金 額	摘 要
支 出 合 計		

議案第19号

響け！カウベル合唱団活動補助金交付要綱の廃止について

別紙のとおり、響け！カウベル合唱団活動補助金交付要綱を廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 6年 3月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和6年琴浦町内訓第 号

響け！カウベル合唱団活動補助金交付要綱を廃止する内訓

響け！カウベル合唱団活動補助金交付要綱(令和2年琴浦町内訓第12号)は、廃止する。

附 則

この内訓は、令和6年4月1日から施行する。

○響け！カウベル合唱団活動補助金交付要綱

令和2年4月1日

内訓第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、響け！カウベル合唱団活動補助金(以下「補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、少年少女を中心とした構成の合唱団活動を推進することで、子どもたちの学習体験・芸術文化体験の機会提供と各種体験を通じた子どもたちの成長を目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町長は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、別表第3欄に掲げる補助事業に要する経費の額から補助事業に伴う収入(本補助金を除く。)を控除した額に、同表第4欄に定める率を乗じて得た額とし、同表第5欄に掲げる額を限度とする。

3 補助事業は、規則第4条ただし書に規定する場合に該当するものとする。

(交付申請)

第4条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

(着手届及び完了届を要しない場合)

第5条 着手届は、規則第10条第2号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

2 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。

(実績報告の時期)

第6条 規則第16条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第16条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第16条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第16条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この内訓は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
合唱団活動(合唱団の練習、発表会への参加、団員募集等)	響け！カウベル合唱団	(1) 報償費 (2) 消耗品費 (3) 使用料 (4) 借上料 (5) 通信運搬費 (6) 保険料 (7) 手数料 (8) その他補助事業の実施に必要と認められる経費	10分の10	80,000円

別記様式(第4条、第6条関係)

事業計画(報告)書及び収支予算(決算)書

事業計画(報告)書

1 事業名	
2 事業内容及び目的	
3 参加(予定)人数及び募集の方法	
4 事業実施機関	
5 事業実施日	
6 事業実施場所	

収支予算（決算）書

収入の部

（単位：円）

区 分	金 額	摘 要
収 入 合 計		

支出の部

（単位：円）

区 分	金 額	摘 要
支 出 合 計		

議案第20号

琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱の一部改正について

琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和6年3月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和6年琴浦町訓令第 号

琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱の一部を改正する訓令

琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱(令和2年琴浦町訓令第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第4条関係)					別表(第4条関係)				
1 補助 事業	2 補助 対象 者	3 補助 対象経費	4 補助 率	5 補助 限度 額	1 補助 事業	2 補助 対象 者	3 補助 対象経費	4 補助 率	5 補助 限度 額
フ リ ー ス ク ー ル へ の 通 学	フ リ ー ス ク ー ル に 通 学 し、 <u>町税</u> <u>等の</u> <u>滞納</u> <u>がない</u> <u>世帯</u> <u>に属す</u> <u>る児</u> <u>童・</u>	略			フ リ ー ス ク ー ル へ の 通 学	<u>次の</u> <u>各号</u> <u>に掲</u> <u>げる</u> <u>要件</u> <u>のい</u> <u>ずれ</u> <u>にも</u> <u>該当</u> <u>する</u> フリ ー ス ク ー ル に 通 学	略		

	生徒				する 児 童・ 生徒 (1)) 世 帯 の 県 民 税 所 得 割 額 と 町 税 所 得 割 額 の 合 計 額 が 2 5 7 2 5 0	
--	----	--	--	--	---	--

						<p>0 田 未 満 で あ る こ と</p> <p>エ</p> <p>(2)</p> <p>世 帯 に お け る 町 税 等 の 滞 納 が な い こ と</p> <p>エ</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

附 則

この条例は令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

大成地区児童生徒通学援助費支給要綱の一部改正について

大成地区児童生徒通学援助費支給要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 2 5 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和6年琴浦町訓令第 号

大成地区児童生徒通学援助費支給要綱の一部を改正する訓令

第1条 大成地区児童生徒通学援助費支給要綱(令和4年琴浦町訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(援助費の額等) 第2条 援助費の額は、世帯の児童生徒の数にかかわらず、1世帯当たり年額 <u>140,000円</u> とする。	(援助費の額等) 第2条 援助費の額は、世帯の児童生徒の数にかかわらず、1世帯当たり年額 <u>100,000円</u> とする。

第2条 大成地区児童生徒通学援助費支給要綱の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

琴浦町長 様

(住 所)
保護者 (氏 名)
(電話番号)

大成地区児童生徒通学援助費支給申請書

大成地区児童生徒通学援助費支給要綱第4条の規定により、通学援助費の支給を受けたいので下記のとおり申請します。

記

対象児童・生徒 (学校名・学年・氏 名)	(東伯中・八橋小学校・ 年・) (東伯中・八橋小学校・ 年・) (東伯中・八橋小学校・ 年・)
申請金額	円

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

議案 22号

琴浦町立中学校部活動等生徒派遣費補助金交付要綱の一部改正について

琴浦町立中学校部活動等生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和6年3月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和6年琴浦町内訓第 号

琴浦町立中学校部活動等生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する内訓

琴浦町立中学校部活動等生徒派遣費補助金交付要綱(平成24年琴浦町内訓第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付目的)</p> <p>第2条 補助金は、琴浦町立中学校の部活動等(中学校部活動に無い競技で、<u>町内又は町外の地域クラブに所属している場合も含む。</u>以下「部活動等」という。)を通じ、生徒の健全な育成を図るため、部活動等が参加する大会に出場する生徒の支援を行い、もって部活動等の円滑で効果的な推進を図ることを目的として交付する。</p> <p>(補助金交付対象等)</p> <p>第3条 補助金の対象となる大会は、<u>中学校体育連盟、中学校文化連盟若しくは吹奏楽連盟が主催する中国大会、全国大会又は授業の延長として認められる大会</u>とする。</p>	<p>(交付目的)</p> <p>第2条 補助金は、琴浦町立中学校の部活動等(以下「部活動等」という。)を通じ、生徒の健全な育成を図るため、部活動等が参加する大会に出場する生徒<u>及び引率する教職員等の支援</u>を行い、もって部活動等の円滑で効果的な推進を図ることを目的として交付する。</p> <p>(補助金交付対象等)</p> <p>第3条 補助金の対象となる大会は、<u>次の各号に掲げるもの</u>とする。</p> <p>(1) <u>中学校体育連盟が主催する大会等、授業の延長として認められる大会</u></p> <p>(2) <u>ジュニアオリンピックカップ等の全国選抜大会</u></p>

<p>2 補助金の対象となる者は、<u>中学校の部活動等として前項の大会に出場する生徒</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の対象となる経費は、前条の大会の出場に係る次の各号に掲げる経費とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 宿泊費(前日宿泊が必要な場合は、当該宿泊費を含む。)</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(3) <u>その他町長が特に必要と認めた大会</u></p> <p>2 補助金の対象となる者は、前項の大会の<u>出場資格を得た又は選抜された団体若しくは個人</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の対象となる経費は、前条の大会の出場に係る次の各号に掲げる経費とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 宿泊費(前日宿泊が必要な場合は、当該宿泊費を含む)</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 略</p>
--	--

附 則

この内訓は、令和6年4月1日から施行する。

議案第23号

ことうら安心ファミリーシップ制度実施要綱について

別紙のとおり、ことうら安心ファミリーシップ制度実施要綱を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和6年3月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司

令和6年琴浦町訓令第 号

ことうら安心ファミリーシップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町人権尊重の社会づくり条例(令和3年琴浦町条例第5号)の理念に基づき、多様な性又は価値観を持つ町民が、互いに尊重し合い、誰もが自分らしい生き方ができるまちづくりを目指し、鳥取県が実施する、とっとり安心ファミリーシップ制度に基づいて鳥取県から交付された届出受理証明書又は携帯用カードを提示した者に対し本町が提供する行政サービス等の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ファミリーシップ関係 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるカップルが互いを人生のパートナーとして認め合い相互に協力し合う関係又はその子や親と一緒に家族として協力し合う関係をいう。
- (2) 届出受理証明書 鳥取県が、ファミリーシップ関係にある者から受けた当該ファミリーシップ関係に関する届出を受理したことを証明する書面をいう。
- (3) ファミリーシップ関係行政サービス等 行政手続、公共施設でのサービスその他の本町による物品又は役務の提供(以下「行政サービス等」という。)であって事実婚関係にある者に対して提供されるもののうち、町がファミリーシップ関係にある者に対しても提供することが適当と認めるものをいう。

(ファミリーシップ関係行政サービス等の提供)

第3条 町は、届出受理証明書を提示した者に対して行政サービス等を提供する際に、事実婚関係にある者、その子又はその親と同様の取扱いをするものとする。ただし、法令上の制約、事務的な隘路その他の困難がある場合は、この限りでない。

い。

(ファミリーシップ関係行政サービス等の一覧)

第4条 町は、利用可能なファミリーシップ関係行政サービス等の一覧を作成し、町の公式ウェブサイト等で公表するものとする。

2 町は、必要に応じてファミリーシップ関係行政サービス等の一覧の見直しを行うものとする。

(連携及び協力)

第5条 町は、ファミリーシップ関係にある町民が安心して暮らせる社会環境の整備を図るため、県、他の市町村、事業者、団体等と連携及び協力するものとする。

(啓発及び教育)

第6条 町は、多様な性又は価値観を持つ住民が、互いに尊重し合い、差別又は偏見に基づく不当な扱いを受けることをなくするため、啓発及び教育活動を推進するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 4 号

琴浦町各地区公民館運営協議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 3 0 条第 1 項並びに琴浦町公民館条例（平成 1 7 年条例第 2 8 号）第 6 条第 2 項の規定により、次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 2 5 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

八橋地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

氏 名	備 考
山根 純一	八橋小学校PTA会長
杉山 太郎	地域活動
後藤 裕里香	地域活動
豊田 智美	地域活動
秋山 美紀	青少年教育
鍛川 智恵	青少年教育
戸田 裕彰	青少年教育
浅野 亜希子	青少年教育
浜田 儀	スポーツ推進委員代表

浦安地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

氏 名	備 考
豊見 佳修	地域活動担当
中原 紀子	家庭教育担当
金光 敦	スポーツ推進委員
松下 陽恵	家庭教育担当
桑村 清子	女性教育担当
三嶋 毅	地域活動担当
谷口 眞弓	青少年教育担当
齋尾 二美世	浦安小学校長
橋本 幸太	浦安小学校PTA会長

下郷地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

氏 名	備 考
藤原 憲司	学識経験者
野田 千卯	人・同推教代表
中川 康子	地域活動
小代ひとみ	女性教育代表
三浦 幸信	地域活動
岩本 宏子	地域活動
坂本 昌弘	地域活動
池口 由美子	地域活動
藤本 睦子	地域活動
日置 新太郎	スポーツ推進委員代表

上郷地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

氏 名	備 考
久米 繁好	区長
源内 範子	地域活動
倉本 政寛	地域活動
倉本みゆき	地域活動
小倉 啓彰	スポーツ推進委員
米田 富美子	サークル代表
朝倉 俊之	地域活動
横山 由佳	地域活動
杉山 公一	地域活動
伊藤 聡美	地域活動

赤碕地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

氏 名	備 考
世浪 秀明	学識経験者
野口 裕子	地域活動
田中 千明	子育て支援ひよこの会代表
久綱 博司	赤碕小学校学校支援ボランティアコーディネーター
前畑 裕志	スポーツ推進委員
上田 啓悟	地域活動
中西 章人	地域活動
高尾 裕子	地域活動
LO FANG CHIEH MEI	地域活動
祇園 真二	赤碕小学校PTA会長

議案第 25 号

琴浦町スポーツ推進委員の任命について

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 2 項並びに琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条により、次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 25 日提出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

1 スポーツ推進委員の氏名等

	氏 名	地区	備考
1	倉本 あみ	上郷	

2 任期 令和6年4月1日～令和7年3月31日

議案第26号

学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56条）第23条の規定に基づき、学校薬剤師を別紙のとおり委嘱することについて、本委員会の議決を求める。

令和6年3月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長

河原裕司

令和6年度 赤碕小学校学校薬剤師 松本恵吾

令和6年度 小・中学校医委嘱名簿

	校 医	歯科医	薬剤師	耳鼻科医	眼科医
浦安小学校	岡田耕一郎	石亀 裕通	黒木 大介	石津 吉彦	野島病院医師
聖郷小学校	妹尾 磯範	國竹 洋輔	山根 みどり		野島病院医師
八橋小学校	中本健太郎	橋本 康平	平福 恵理		野島病院医師
赤碕小学校	青木 哲哉	中久喜健也	変更後：松本 恵吾 変更前：石亀二美江		野島病院医師
船上小学校	青木 哲哉	中久喜健也	原 利一郎		野島病院医師
東伯中学校	吉中 勇人	岡本 貴史	平福 恵理		野島病院医師
赤碕中学校	青木 哲哉	國竹 洋輔	家森 好恵		野島病院医師

議案第 27 号

船上小学校学校運営協議会委員の任命について

琴浦町立学校運営協議会規則（令和 3 年琴浦町教育委員会規則第 7 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の者を委員として任命したいので、本委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 25 日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司

船上小学校 学校運営協議会委員（推薦）

1 委員名

番号	氏名	所属・役職等	備考（住所）
1	永田 彰寿	安田地域づくり協議会事務局長	
2	倉長 幸代	主任児童委員	
3	大石陽一郎	地域住民	
4	河上 寛子	学校支援ボランティアコーディネーター	
5	那須 典久	以西地区地域振興協議会長	
6	西村 敦郎	赤碕文化センター館長	
7	松田 千恵	成美地区集落支援員	
8	野間田安恵	PTA 代表	
9	東 信太郎	校長	
10	中川由紀子	教頭	
11			
12			
13			
14			
15			

2 任期

令和6年4月1日～令和8年3月31日

議案第28号

琴浦町職員の人事異動について

琴浦町職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和31年法律第162号)第21条第3項の規定により、本委員会の承認を
求める。

令和6年3月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

議案第 29 号

琴浦町会計年度任用職員の任用について

琴浦町職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 31 年法律第 162 号) 第 21 条第 3 項の規定により、本委員会の承認を
求める。

令和 6 年 3 月 25 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司